

「生活保護 110 番」で、市の“ひどさ”が明らかに

「生活保護 110 番」は偶数月に開かれています。その中の事例を紹介します。

①60 代の単身男性は、視力が 0.02 になったが医療費が払えず病院に行けない。日雇いの仕事ももらえず、手持ち金は 4000 円で、通帳の残金は 2000 円でした。

保護課と一緒に行き申請はできましたが、手持ち金が少ないので前借を求めると、面接係長は「6000 円あるから貸せない」と、かたくなでした。「家から区役所まで 8km あり、目も悪い、交通費もかかる」と言いましたが、「貸せない」の一点張りでした。

「上司に相談を」と 5 回ほど求めてようやく上司のところへ、その結果 1 万円借りました。

帰りみちに「2 年前に、保護申請に行って、何故申請に至らなかったのですか」と聞くと、面接係長から「社協から生活福祉資金を借りる

ようにすすめられたが、借金したら返済しなければならぬのでやめた」とのことでした。典型的な市の水際作戦の事例です。

②80 歳で入院中の夫と、79 歳妻。高木健康弁護士が「保護の申請意思」を記したメモを持参させ申請に行きましたが、保護課から「保護基準は手取年金ではなく、年金総額と比較するので申請しても却下になる」と言われ「無料・低額診療」を紹介され「申請できませんでした」と電話がありました。

国は手取年金と比較するとしており、保護課の説明は間違っていました。子どもに相談したら保護の申請をせず、無料・低額診療を利用する」と連絡がありました。

生活保護に対する誤解や偏見と保護課のウソの説明で、権利としての生活保護が保障されていません。

えっふん 世界は、良い方向に大きく前進しています

世界では、ガザへの無差別攻撃などの逆流もありますが、人権の面でも国際的規模で大きな前進・発展の流れが起こっています。

昔は、力の強い国が植民地支配するのは当たり前でした。しかし、今。

◆オランダ国王は奴隷貿易は「人道に対する犯罪だった」と認めて謝罪。首相も「奴隷貿易により利益を得ていた」と謝罪しています。

欧米諸国による奴隷貿易で、1500 万人が人身売買の犠牲になったと言われています。

◆ベルギー国王は、コンゴ民主共和国の大統領に「植民地期の行為を深く悔いる」との声明を発売。首相もベルギー議会で謝罪していました。

◆オーストラリアでは、先住民への同化政策に対する賠償が決定しました。

◆ローマ教皇は、カトリック教会によるカナダ先住民への虐待に対して謝罪しました。右上 ㊦

◆メキシコ大統領は、500 年間にわたっての、スペイン支配や独立後のメキシコにより先住民マヤ人が受けてきた迫害について謝罪しました。



左 先住民と会談する
右 ローマ教皇

◆ドイツ政府は、植民地だったナミビアでの 7 万 5 千人もの大虐殺（ジェノサイド）」を正式に認めました。

外相は「罪を認め、許しを請う」ことは犯罪行為を検証し、ともに未来を形成していくための「重要な一歩」だと語りました。

このように人類の歴史は着実な進歩を見せています。一方、こうした世界の流れに照らしても、日本政府のあり方が厳しく問われています。



豪雨の浸水で下水から“汚水”があふれる

数年前に「大雨で、近所が浸水したので見に来て」と言われ見に行きました。

水は引いていましたが、道路や玄関などが白っぽくなっていました。よく見ると、雪の降り始めのように白いものがパラパラと一面に広がっており、ハッ! としました。“トイレトペーパー”が小さくちぎれて浸水箇所全体に広がっていたのです。すぐに保健所に電話して一帯を消毒してもらいました。

原因は、雨水と汚水が合流し、1 本の下水管になっており、トイレなどの汚水が大量の雨水であふれたからでした。

下水道は市街地が先に整備されましたが、その頃は雨水と汚水の“合流式”でした。

北九州市では“合流式”は 1970 年頃まで行われ、今も下水道の約 21% が“合流式”です。そのため豪雨で汚水を含む下水があふれると前述のようなことが起きています。

今は、雨水と汚水を別の 2 本の下水管にする“分流式”になりました。

また、“合流式”を“分流式”に改良したり、古い合流管は内面を補修するなどの整備をして汚水管として活用しています。

「北九州市合流式下水道区域図」で地域の検索を。また、マンホールの蓋の“合流・汚水・雨水”等の表示でも知ることもできます。



ショックで憂鬱な「年末年始」

ウクライナやガザで多くの人が殺され傷つけられ暗い年末でした。正月は、「今年こそはいい年を」と願っていました。・・・ところが

元旦に石川県などで地震・津波・火災が発生。2 日は、羽田空港で衝突事故。3 日は小倉北区魚町で火災。憂鬱だ。軍備より防災に税金を。

「食品」の値上げ

去年	2万5768 品目
今年	3万2395 品目
来年	1万 品目?

庶民が豊かになる政治を

物価は一度上がるとなかなか下がりません。上記の表は「食品」のみです。他にも電気代、灯油・ガソリン代等々と、その分の消費税負担も増えています。

岸田首相はインフレ（物価高）対策。一方、日銀はデフレ（物価安）対策のチグハグ政治です。泣くのは庶民のみ。

大切なのは、庶民が豊かになること。そうすれば、物も買うし、物も売れる、物が売れば生産が増え、景気も良くなる。お金（経済）が回ります。

今月の「バッジ」

右：北朝鮮の軍人幹部を飾るバッジ



下：胸に多くのバッジを飾る日本の大臣



日本でも、バッジをつけた人が、悪いことを沢山しています?

小倉生健会
生活と健康を守る
一人はみんなのために、みんなは一人のために

名古屋高裁 「勝利判決」特集



名古屋高裁 国の責任を認める

11/30

勝利判決!!

生活保護基準引下げ違憲訴訟



生活保護費の引き下げは生存権を保障した憲法25条に反するとして、全国でたかわれている生活保護基準引下げ違憲訴訟一連「いのちのとりで裁判」。名古屋高裁は、支給額の引き下げを取り消すとともに、国に賠償を命じる勝利判決を言い渡しました。地裁判決12勝10敗、そして名古屋高裁では全国で初めて国の賠償責任までが認められた「完全勝利」であり、潮目の変化はゆるぎなく、勝利への確信に繋がりました。

いかに貧困・福岡の会

名古屋高裁勝利判決の感想

2023.12.14 小倉生健会 服部拓己

「いのちのとりで裁判」、名古屋高裁の勝利判決、本当に良かったです。

特に、判決文の中には、「人が三度の食事ができているだけでは、とうてい『健康で文化的な最低限度の生活』とは言えず、健康であるには、基本的な栄養バランスのとれる食事が必要であり、文化的といえるためには、孤立せずに、親族間や地域において対人関係を持ったり、…自分なりに何らかの楽しみを持ったりすることが可能」でなければならない。とあるそうです。

裁判官に、それが当たり前だよ、と言ってもらえたようで、とても嬉しく何かホッとしました。血の通った判決だと思います。

これからつづく、福岡高裁でもぜひ勝利しましょう。

社説

2023年12月21日

西日本新聞

生活保護の減額

国は実態直視し庶民守れ

生活保護費の減額で一層困窮する受給者を救済する画期的な判決が、名古屋高裁で言い渡された。これを不服として国や関係自治体が最高裁に上告した。

生活保護は「健康で文化的な最低限度の生活」をする権利をうたった憲法25条に基づく制度だ。国の根本姿勢こそ問われている。

判決は「原告は元々余裕のある生活ではなく処分によってさらに余裕のない生活を強いられた」とし、「この精神的苦痛は減額を取り消しても全て慰謝されるものではない」と断じた。

判決は「原告は元々余裕のある生活ではなく処分によってさらに余裕のない生活を強いられた」とし、「この精神的苦痛は減額を取り消しても全て慰謝されるものではない」と断じた。

判決は「原告は元々余裕のある生活ではなく処分によってさらに余裕のない生活を強いられた」とし、「この精神的苦痛は減額を取り消しても全て慰謝されるものではない」と断じた。

生活保護削減違法 国の誤り明白 引き上げ直ちに

安倍晋三政権が強行した生活保護費の基準引き下げは違法とし、減額処分取り消しを命じる判決が11月30日、名古屋高裁で出されました。生活保護利用者が減額によって大きな生活苦を強いられたと認定し、原告13人全員に慰謝料を支払うことも国に命じました。引き下げの違憲・違法性を問う「いのちのとりで裁判」は全国29の裁判所で30件たたかわれていますが、国家賠償を認めた判決は初めてです。減額取り消しの判決としても1高裁12地裁となりました。岸田文雄政権は減額処分の誤りを認めて上告を断念し、直ちに基準を元に戻すべきです。

■ 賠償命じる判決は初めて

2013～15年、安倍政権は生活保護費のうち食費や光熱費などにあてられる生活扶助費の基準引き下げを段階的に実施しました。削減幅は平均6・5%で、世帯構成や地域によっては最大10%カットされました。総額670億円の削減額は過去最大規模でした。

政府は、物価下落などを基準引き下げの理由にしました。これに対し名古屋高裁は▽算定に使われた厚労省独自の消費者物価指数は学術的裏付けがない▽下落率算定の起点も物価が一時的に上昇した08年にしている一などとし、「統計などの客観的数値との合理的関連性や、専門的知見との整合性を欠く」と指摘しました。そして、厚生労働相の裁量権の範囲逸脱・乱用は明白であり、生活保護法に違反すると断じました。

名古屋高裁判決が目されるのは、減額の違法性を認めただけでなく、減額を行った厚労相に「重大な過失がある」「違法性が大きい」と踏み込んだ判断を示したことです。

判決は「過去に例のない大幅な生活扶助基準の引き下げの影響は生活保護受給者にとって非常に重大なものである」と述べました。その上で、もともと余裕のある生活ではなかった原告たちは、支給額の引き下げ以降9年以上にわたり、さらに余裕のない生活を強いられており「相当の精神的苦痛を受けた」と認定しました。

精神的苦痛は減額処分が取り消されたからといっても「全てが慰謝されるものではない」と結論付けて国家賠償を命じたことは、減額で苦境に立った生活保護利用者の実態に心を寄せたものです。

判決は生活扶助について、憲法25条が保障する「国民の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を基礎とする制度であり、「本来国はその向上・増進に努めなければならない」と強調しました。生活保護費の基準は、住民税の非課税基準の設定など国民生活のさまざまな分野に連動しています。

生活保護制度の改善・拡充こそ必要です。物価高騰で生活困窮に追い込まれる人たちの命と暮らしを守るために、基準を早急に元に戻すだけでなく、引き上げを決断しなければなりません。

■ 引き延ばし許されない

20年の名古屋地裁の一審判決は国の主張を追認した、原告敗訴の不当判決でした。今回、名古屋高裁で逆転完全勝訴を勝ち取ったことは、原告・弁護団・支援者の粘り強いたかひの重要な成果です。今年地裁判決は原告が8勝1敗となっており、国の違法性は一層明白です。原告の多くは高齢化しています。国が裁判を引き延ばすことは許されません。

「しんぶん赤旗」 2023年12月2日付主張（社説）